

解雇に関する紛争解決制度の現状と 労働審判事件等における解決金額等に関する調査について

厚生労働省 労働基準局労働関係法課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

解雇に関する紛争解決制度の現状

解雇に関する紛争解決制度の概要

紛争の発生



- 自主解決
- 企業内紛争解決システム（労働組合・苦情処理制度等）

個別労働紛争解決制度

個別紛争の未然防止や早期解決

- 都道府県労働局の総合労働相談
都道府県労働局・労働基準監督署等に設置した総合労働相談コーナーで、専門の相談員が対応
- 助言・指導
都道府県労働局長が紛争当事者に対して解決の方向を提示
- あっせん
紛争調整委員（弁護士や大学教授など）が入って話し合いを促進。双方から求められた場合、両者が採るべき具体的なあっせん案を提示
都道府県労働委員会でも、労働相談やあっせんを実施

労働審判手続

裁判所において、原則として3回以内の期日で実情に即した迅速かつ適正な解決

- 裁判官である労働審判官1名と、労働関係に関する専門的な知識経験を有する労働審判員2名とで組織する労働審判委員会が審理
- 調停
労働審判委員会は、調停の成立による解決の見込みがある場合は、これを試みる
 - 労働審判
調停による解決に至らない場合に行う。異議申立てがあれば訴訟に移行

民事訴訟

訴訟手続により当事者間の権利義務又は法律関係の有無を判断し、法的解決を図る

- 和解
訴訟の途中で話し合いにより解決
- 判決
厳格な手続きによる紛争解決の最終手段

都道府県労働局のあっせん、労働審判、労働関係訴訟の取扱件数（令和3年度）

あっせん

都道府県労働局あっせんの申請件数 3,760件

うち 解雇 …… 743件

雇止め …… 373件

（参考）

都道府県労働局総合労働相談コーナーにおける相談件数 124万2579件

うち、民事上の個別労働紛争相談件数 (28万4,139件)

うち 解雇 …… 33,189件

雇止め …… 14,346件

労働審判

労働審判の新規受理件数 3,609件

うち 地位確認(解雇等) …… 1,751件

労働関係訴訟

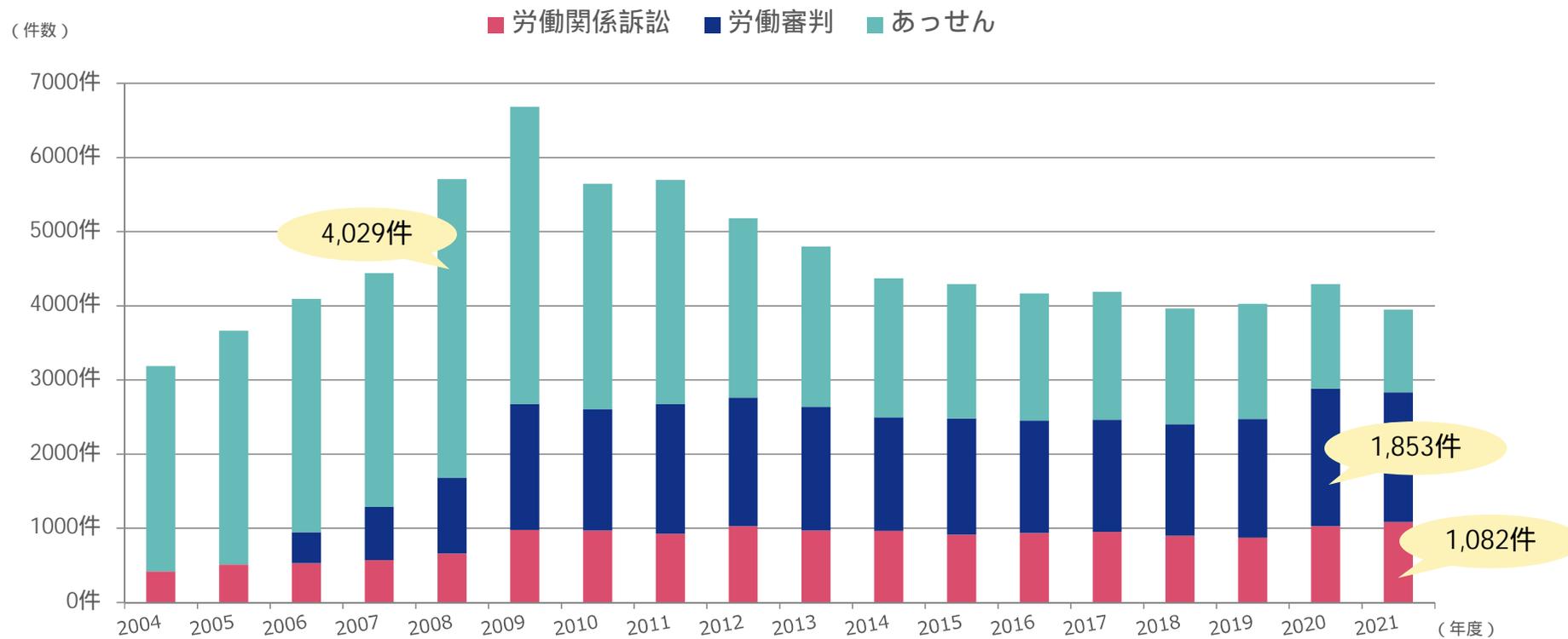
地方裁判所の通常訴訟新規受理件数

（労働に関する訴え） 3,645件

うち 地位確認(解雇等) …… 1,082件

都道府県労働局のあっせん申請件数、 労働審判、労働関係訴訟の新受件数の推移

- あっせん、労働審判、労働関係訴訟のいずれも、リーマンショックの影響を強く受けた2008年から2009年に大きく件数が増加し、以降高い水準で推移している
- あっせんの申請件数が最も多かったのは、2008年（4,029件）、労働審判の新受件数が最も多かったのは、2020年（1,853件）、労働関係訴訟の新受件数が最も多かったのは2021年（1,082件）



(注) あっせんについては、解雇・雇止めに関する申請件数を、労働審判・労働関係訴訟については、地位確認（解雇等）に関する新受件数を、それぞれ表している
 (出典) 最高裁判所事務総局「司法統計」（平成16年～令和3年）、厚生労働省「個別労働紛争の施行状況」（平成16年～令和3年）

都道府県労働局のあっせん、労働審判、労働関係訴訟における審理期間の推移

- あっせんについては、約8割の事案が2か月以内に終結している
- 労働審判については、コロナ禍前の2018年度までは約7割の事案が3か月以内に終結している
(2020年度も9割弱の事案が半年以内に終結)
- 労働関係訴訟については、1年以内に終結している割合は半数程度となっている

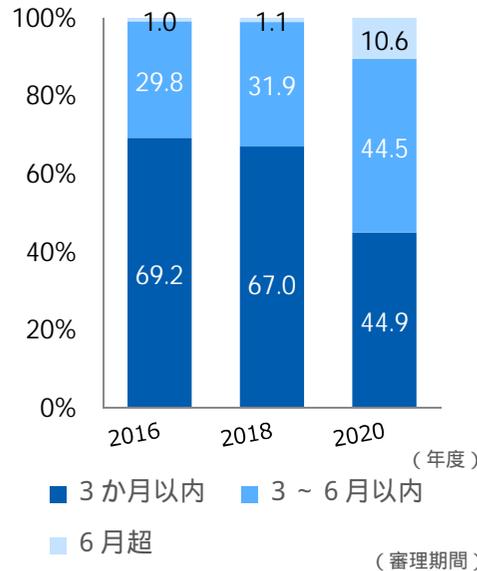
あっせん

(構成比率)



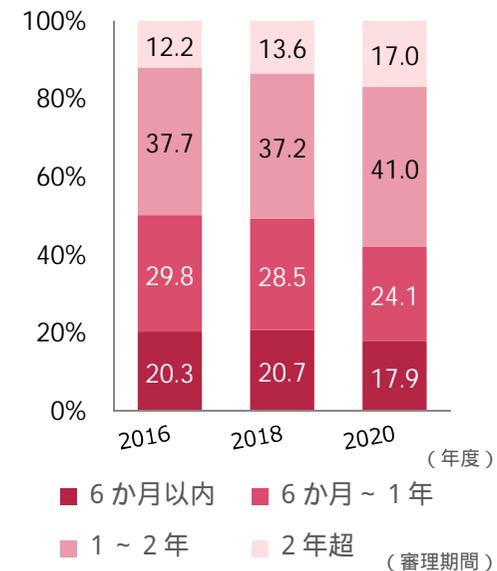
労働審判

(構成比率)



労働関係訴訟

(構成比率)



(注) 2020年においては、労働関係訴訟や労働審判事件の平均審理期間の長期化には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる旨の指摘がある(最高裁判所事務総局「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」(令和3年))。

(注) 対象としたあっせん、労働審判、労働関係訴訟の事案は、いずれも雇用終了以外の事案も含まれている

(出典) 最高裁判所事務総局「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」(平成29年,令和元年,令和3年)
厚生労働省「個別労働紛争の施行状況」(平成28年,平成30年,令和2年)

**労働審判事件等における
解決金額等に関する調査について**

労働審判事件等における解決金額等に関する調査について（概要）

調査の目的

雇用契約上の地位確認請求事件に係る労働審判手続での調停・労働審判及び裁判上の和解における解決金額の水準及び当該金額の決定に影響を及ぼす要因等を調査・分析。

調査の方法

調査主体：独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）

調査対象事案：

- 令和2年から3年までの2年間に、以下の事由で終局した解雇等紛争事案（調査対象庁1庁）
- ・労働審判手続における調停・労働審判（785件）
 - ・労働関係民事通常訴訟上の和解（282件）

具体的な調査方法：

調査対象庁において、JILPTの調査員が、調査対象事案に係る労働審判及び労働関係民事訴訟の記録を閲覧し、調査項目に沿って必要な情報を入力。その後、集計したデータを分析。

主な調査項目：

- ・労働者の属性（勤続期間、年齢、雇用終了の事由等）
- ・企業の属性（企業規模等）
- ・請求内容の別（地位確認のみ、地位確認＋バックペイ、地位確認＋バックペイ＋損害賠償等）
- ・請求金額の内訳（バックペイ、解雇前の未払賃金、損害賠償等）
- ・解決金額

労働審判事件等における解決金額等に関する調査について（詳細）

調査対象事件

（１）労働審判手続

令和２年から令和３年までの２年間に調停又は労働審判で終局した事件のうち、「金銭を目的とするもの以外地位確認」に分類される事案で、労働審判で終局したものについては異議申立てがないもの。

（２）労働関係民事通常訴訟

令和２年から令和３年までの２年間に和解で終局した事件のうち、請求の趣旨に労働者が雇用契約上の権利を有する地位にあることの確認請求を含む事案。

（３）調査対象から除外する事件記録

調査対象事件記録が次のいずれかに当たる場合には、当該事件記録については、調査対象から外すこととする。

ア 当該事件記録について、当事者以外の閲覧が制限されている場合

イ 当該事件記録（アの場合を除く。）が、当事者以外の閲覧が制限されている他の事件記録と一体となって編綴・保管されている場合

ウ 調査対象庁において事件処理のために当該事件記録を使用中である場合その他裁判所の事務に支障がある場合

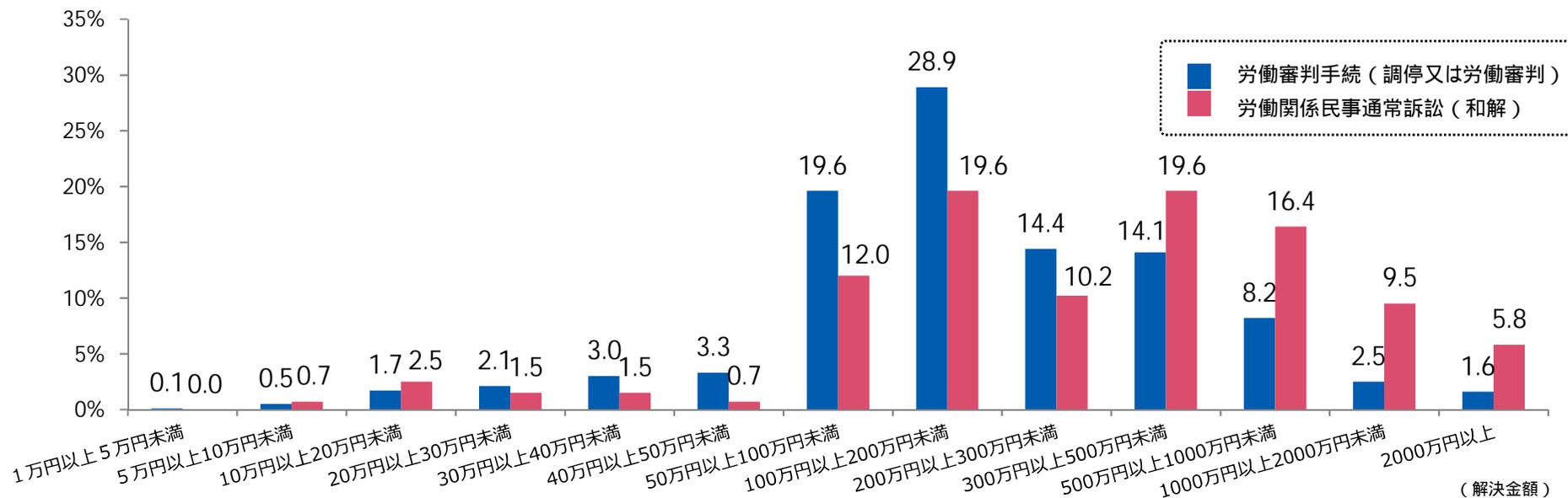
調査項目

受理日、終了日、労働者の性別、雇用形態、職種、派遣労働者の相手方、役職、年齢、入職日、退職金の有無及び額、事案発生日、月額賃金、企業規模（従業員数）、業種、労組の有無、弁護士の有無（労働者側、使用者側）、事案の種類、請求内容の別（地位確認のみ、地位確認＋バックペイ、地位確認＋バックペイ＋損害賠償等）、請求金額の内訳（バックペイ、解雇等の前の未払賃金、損害賠償等）、解決金額、金銭以外の事項、終了区分（調停か労働審判か）、他の紛争解決制度の利用の有無

（注）本調査の結果の分析に当たっては、対象事件の記録は解雇が無効であるなど労働者が雇用契約上の権利を有する地位があると判断されるべき事案に限られる訳ではなく、裁判官等が解雇無効等の心証を得るに至らなかった事案も含まれ得ること 調査対象庁と他の地裁との解決金額の水準が異なる可能性があること 新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小等の影響が考え得ること、に十分留意する必要がある。

労働審判手続（調停又は労働審判）及び労働関係民事通常訴訟（和解）における解決金額の分布（金額表示）

労働審判手続（調停又は労働審判）よりも労働関係民事通常訴訟（和解）の方が、より高額で解決する傾向があるが、いずれも解決金額の分布は幅広くなっている



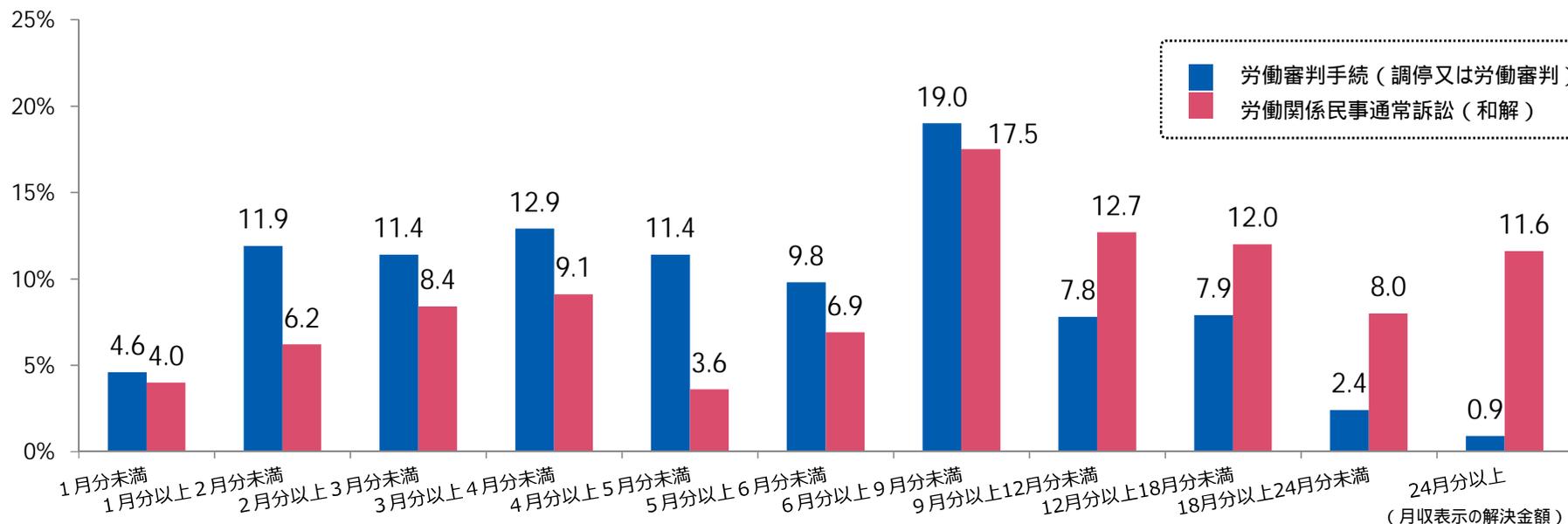
(N=労働審判759件、和解275件)

(注) 地位確認請求のみの事案のほか、未払いの残業代や損害賠償請求を併せて行っている事案も含まれている。

	平均値	第1四分位数	中央値	第3四分位数
調停又は審判	2,852,637円	800,000円	1,500,000円	3,000,000円
和解	6,134,219円	1,200,000円	3,000,000円	6,000,000円

労働審判手続（調停又は労働審判）及び労働関係民事通常訴訟（和解）における解決金額の分布（月収表示）

労働審判手続（調停又は労働審判）よりも労働関係民事通常訴訟（和解）の方が、より高額で解決する傾向があるが、いずれも解決金額の分布は幅広くなっている



(N=労働審判759件、和解275件)

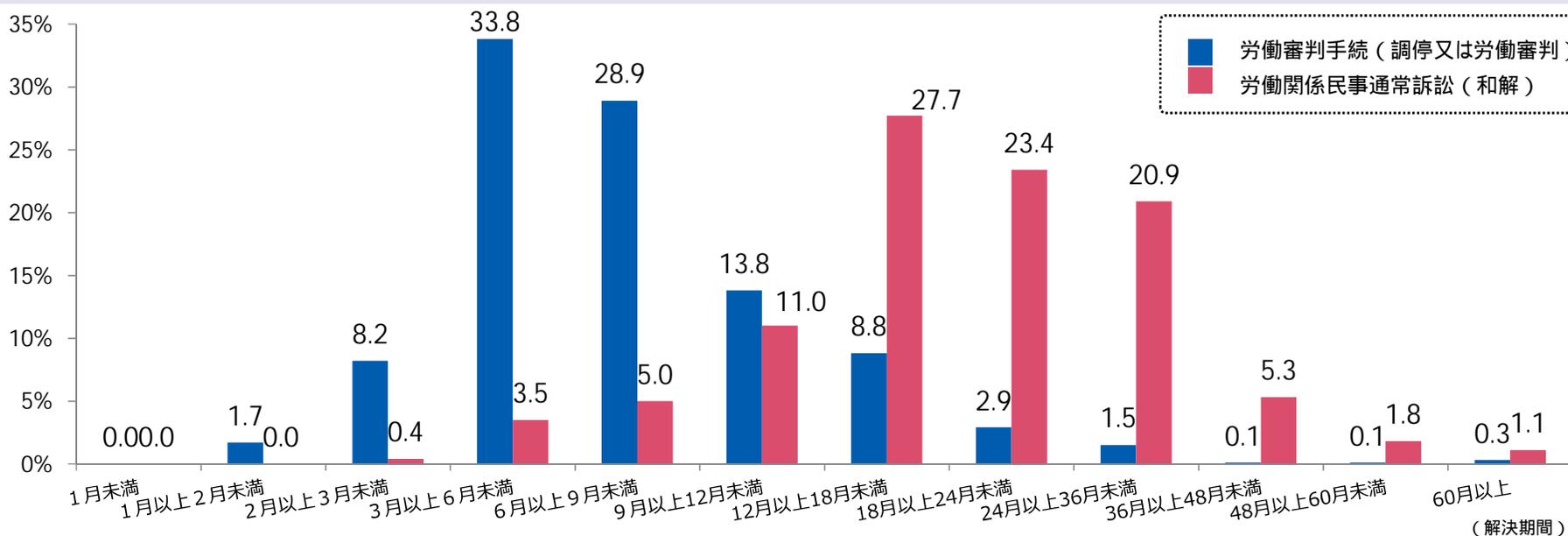
(注) 地位確認請求のみの事案のほか、未払いの残業代や損害賠償請求を併せて行っている事案も含まれている。

	平均値	第1四分位数	中央値	第3四分位数
調停又は審判	6.0月分	2.8月分	4.7月分	7.7月分
和解	11.3月分	3.6月分	7.3月分	14.0月分

労働審判手続（調停又は労働審判）及び労働関係民事通常訴訟（和解）における解決期間（ ）の分布

解決期間とは、事案発生日（解雇等がされた日）から終結までの期間を指す。

- 労働審判手続（調停又は労働審判）については、3月以上9月未満の期間で終結する割合が約6割を占める
- 労働関係民事通常訴訟（和解）では、1年以上3年未満の期間で終結する割合が約7割を占める

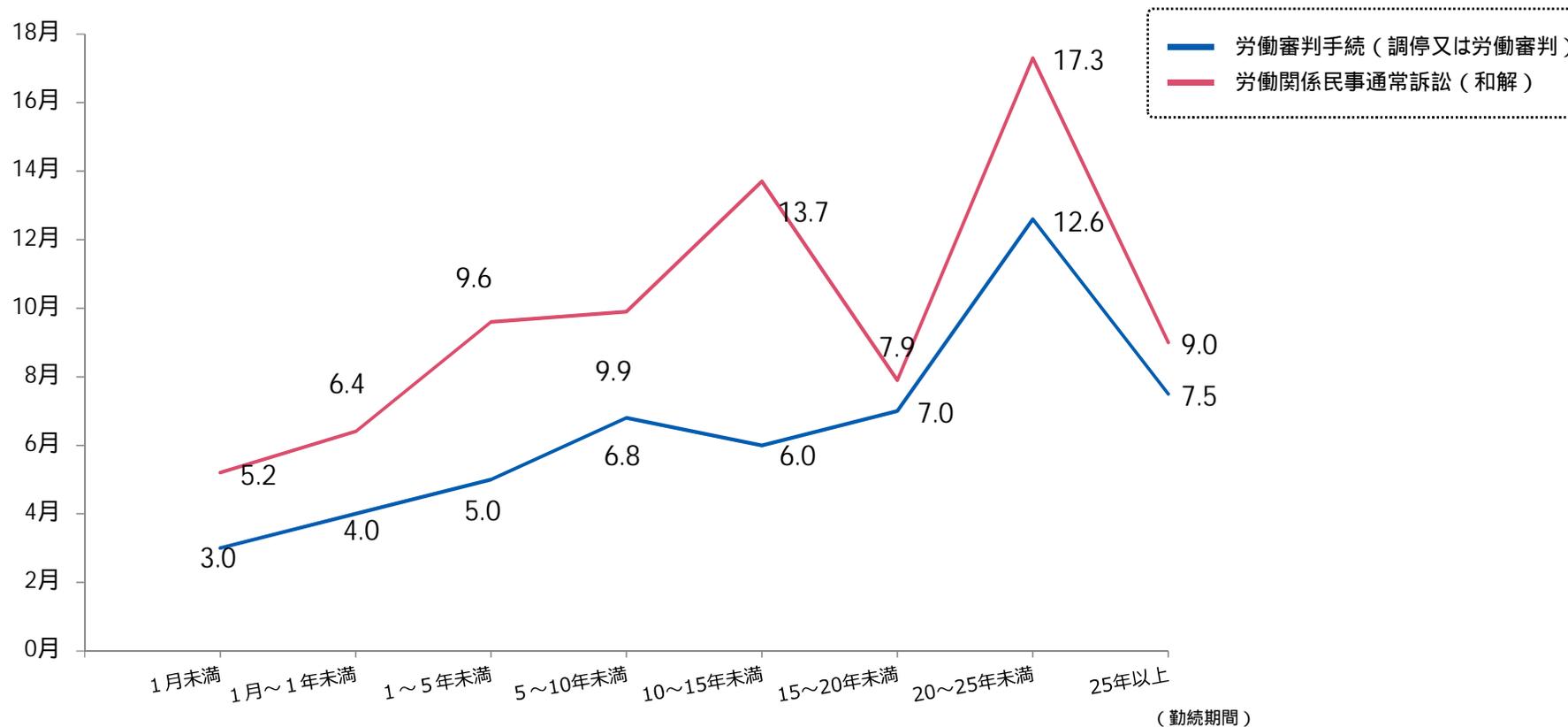


(N=労働審判759件、和解275件)

	平均値	第1四分位数	中央値	第3四分位数
調停又は審判	8.1月	4.6月	6.6月	9.3月
和解	21.0月	13.5月	18.3月	26.3月

金額に影響を及ぼす要因等の調査・分析 (勤続期間と月収表示の解決金額)

(月収表示の解決金額)

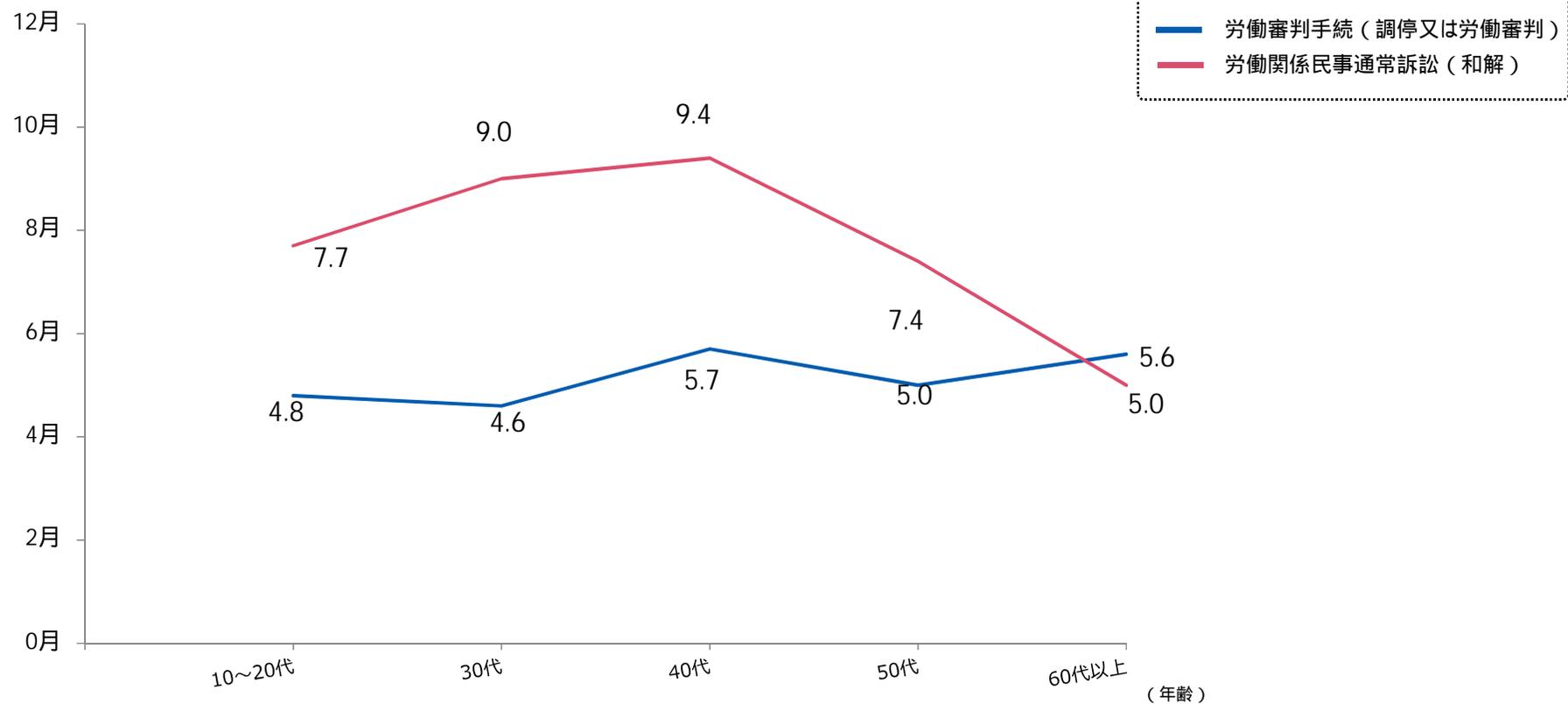


(N=労働審判757件、和解275件)

(注) 賃金額による影響を除くため、解決金額を労働者の月収表示とし、各項目ごとの中央値を表している。

金額に影響を及ぼす要因等の調査・分析 (年齢と月収表示の解決金額)

(月収表示の解決金額)



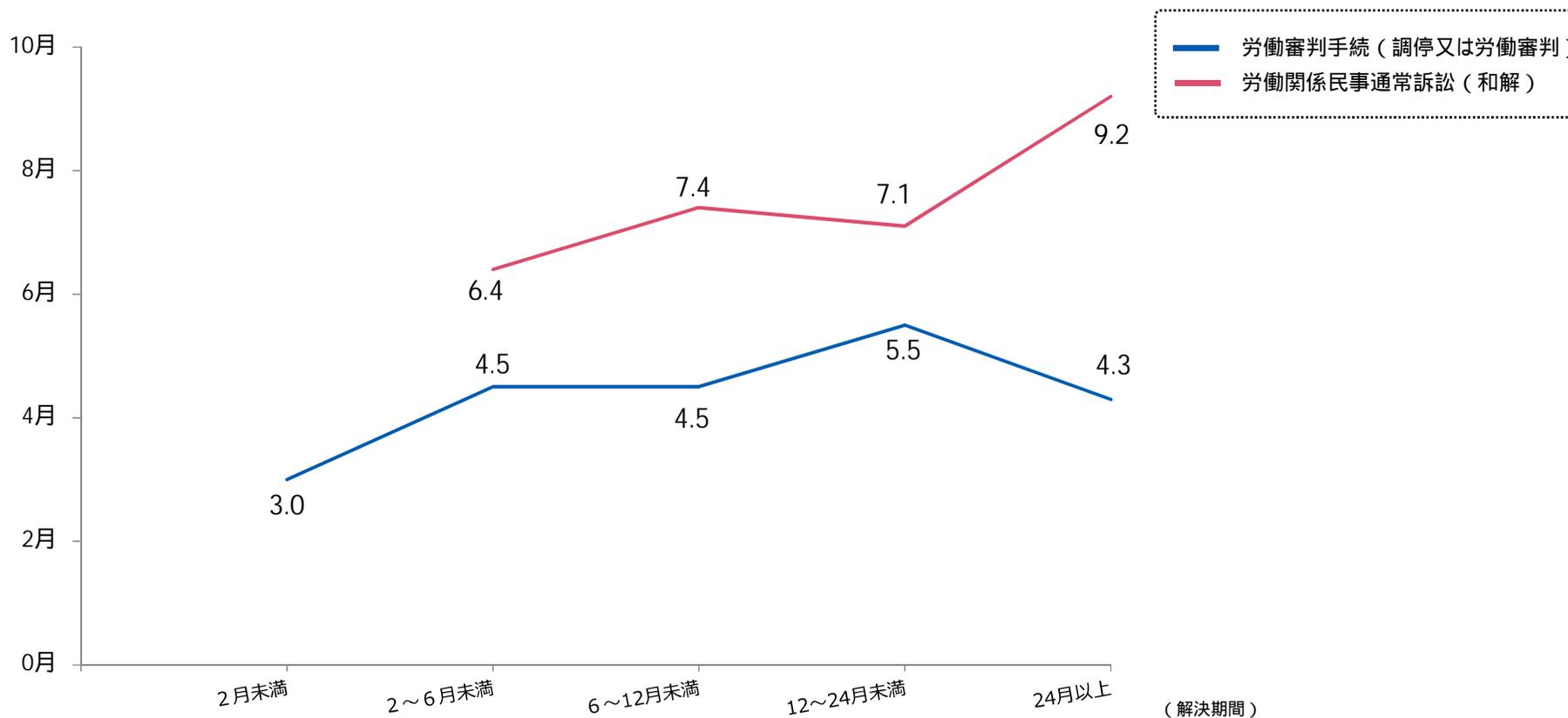
(N=労働審判146件、和解66件)

(注) 本調査で年齢が明らかな事例は全事例の5分の1程度に留まる。

(注) 賃金額による影響を除くため、解決金額を労働者の月収表示とし、各項目ごとの中央値を表している。

金額に影響を及ぼす要因等の調査・分析 (解決期間と月収表示の解決金額)

(月収表示の解決金額)

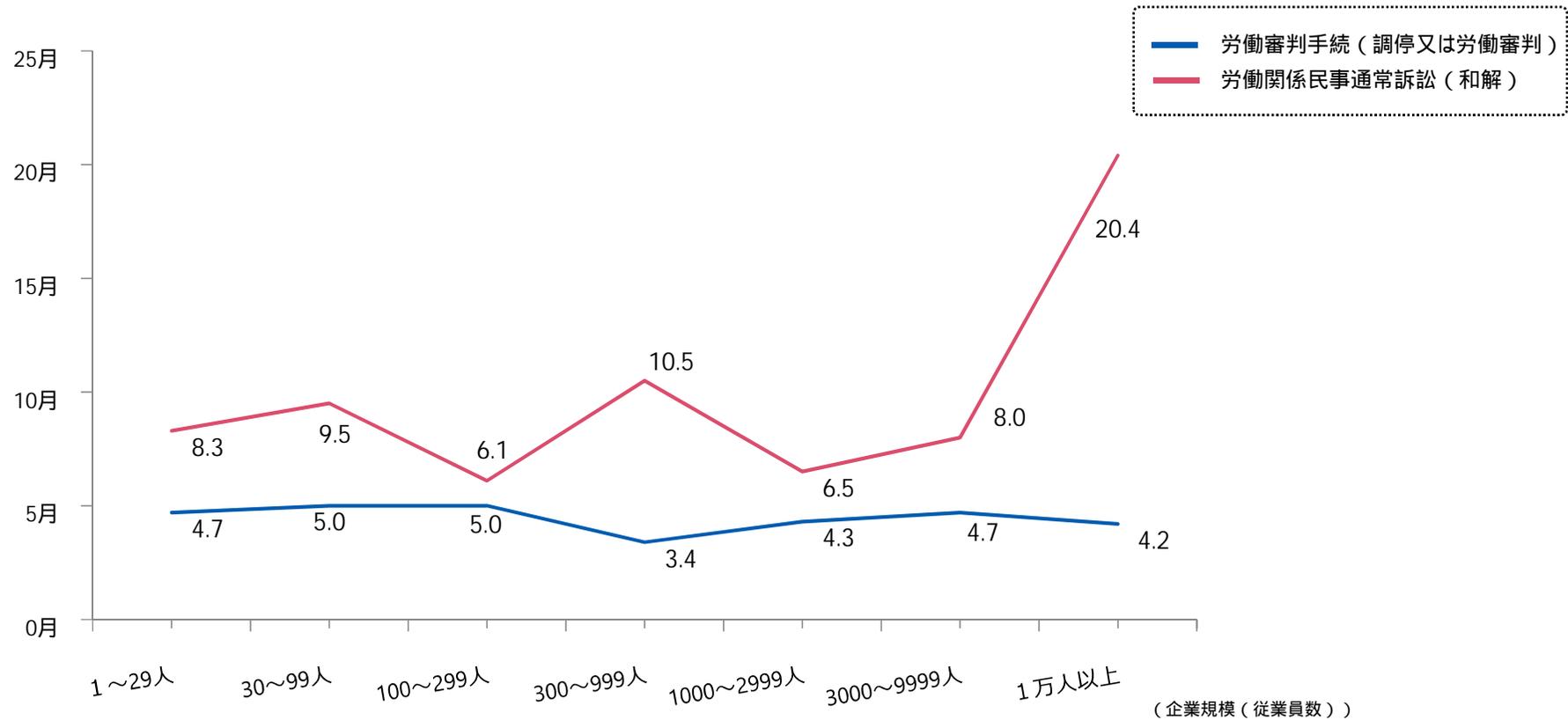


(N=労働審判757件、和解275件)

(注) 賃金額による影響を除くため、解決金額を労働者の月収表示とし、各項目ごとの中央値を表している。

金額に影響を及ぼす要因等の調査・分析 (企業規模(従業員数)と月収表示の解決金額)

(月収表示の解決金額)



(N=労働審判688件、和解239件)

(注) 賃金額による影響を除くため、解決金額を労働者の月収表示とし、各項目ごとの中央値を表している。